

# 法定外繰入等の着実な解消

## ○法定外繰入等の解消

- ・ 全体的な方向性について、都道府県と管内赤字市町村が十分に協議を行った上で、目標年次及び赤字解消に向けた取組を具体的に定めて公表されている市町村ごとの計画に基づき、着実に取組を進めることが重要。
- ・ 赤字市町村には、国保改革における公費拡充も改めて認識し、状況の見える化はもちろん、解消に向けた具体的な取組を進めていただきたい。
- ・ 都道府県においても、市町村と共に、進捗状況の定期的な確認や取組の効果等の分析も行いつつ、特に目標年次が長い赤字市町村を中心に、目標の前倒しなど、早期解消に向けた着実な取組の推進が重要。具体的には、収納率の向上・改善、保険料率の適正な水準での設定、医療費適正化、給付の適正化などの取組事例も参考に、業務の広域化も含め、都道府県内で対象市町村と連携した対応をお願いしたい。

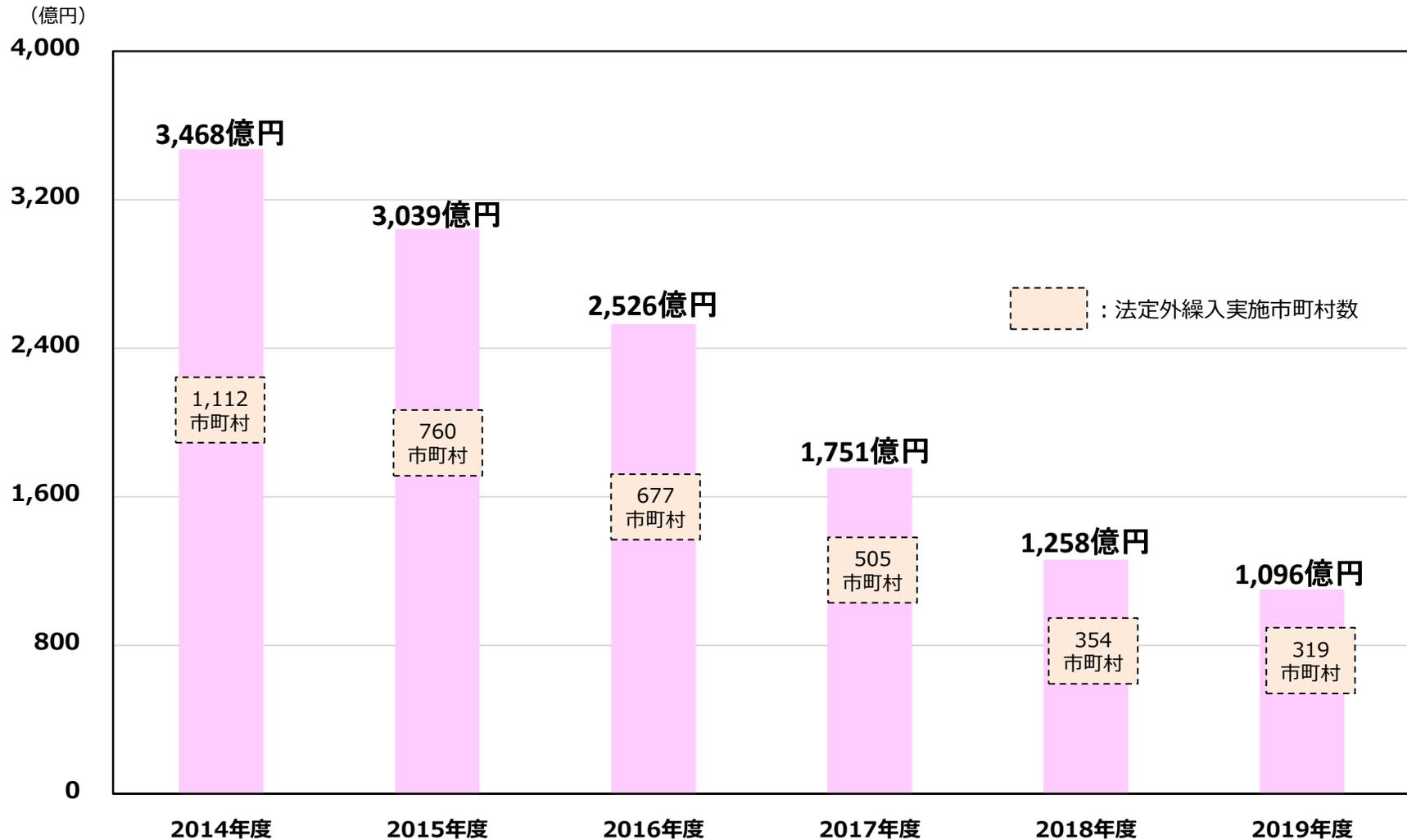
## ○給付の適正化に関する取組強化

- ・ 保険給付は統一的なルールの下に事務が実施されているが、広域的な対応が必要なものや一定の専門性が求められるものなど、市町村だけでは効率的な実施が難しい場合がある。
- ・ 都道府県内の被保険者に対し、必要な保険給付が確実・公平で、効率的になされるようにするためには関連する事務やノウハウの集約化・広域化・標準化を図ることも考えられる。具体的なテーマに応じて都道府県・市町村で協議し、ひとつひとつ対応を進めることが考えられる。

(広域化等の例) 第三者求償事務、レセプト点検等

- ・ 市町村は、地方公共団体の情報システムの標準化の流れや市町村事務の広域化・標準化の観点からも、国保の事務処理標準システムの導入について、積極的な検討をお願いしたい。

## 市町村の一般会計からの決算補填等目的の法定外繰入の推移



(出典) 厚生労働省保険局国民健康保険課調べ



### 令和3年度実施分

決算補填等目的の法定外一般会計繰入等の削減 (令和元年度の実施状況を評価)	配点	該当数	達成率
① 令和元年度決算において決算補填等目的の法定外一般会計繰入等を行っていない場合	35	1410	81.0%
赤字の解消期限（6年以内）、年次毎の削減予定額（率）及び具体的な取組内容を定めた赤字削減・解消計画を策定している場合であって、次の要件に該当している場合			
② 令和元年度の削減予定額（率）を達成している場合	30	92	5.3%
③ 令和元年度の削減予定額（率）は達成していないが、その1/2以上の額（率）を削減している場合	15	11	0.6%
赤字の削減目標年次、削減予定額（率）及び具体的な取組内容を定めた赤字削減・解消計画を策定しているが、解消期限（6年以内）を定めていない場合であって、次の要件に該当している場合			
④ 令和元年度の削減予定額（率）を達成している場合 ※削減予定額(率)が10%未満の場合は、達成していたとしても⑤とする。	10	22	1.3%
⑤ 令和元年度決算において決算補填等目的の法定外一般会計繰入等の金額は増加していないが、削減予定額（率）は達成していない場合	-15	56	3.2%
⑥ 令和元年度決算において決算補填等目的の法定外一般会計繰入等の金額が増加している場合	-25	27	1.6%
⑦ 計画策定対象市町村*であるにもかかわらず、赤字削減・解消計画を策定していない場合、又は赤字削減・解消計画を策定しているが、赤字の削減目標年次、削減予定額（率）若しくは具体的な取組内容のいずれかを定めていない場合 ※令和元年度までに赤字の解消が確実に見込まれるとして赤字削減・解消計画を策定していなかったが、令和元年度決算において決算補填等目的の法定外繰入等を行っている場合を含む。	-30	1	0.1%



### 令和4年度実施分

決算補填等目的の法定外一般会計繰入等の削減 (令和2年度の実施状況を評価)	配点
① 令和2年度決算において決算補填等目的の法定外一般会計繰入等を行っていない場合	30
赤字の解消期限（6年以内）、年次毎の削減予定額（率）及び具体的な取組内容を定めた赤字削減・解消計画を策定している場合であって、次の要件に該当している場合	
② 令和2年度の削減予定額（率）を達成している場合	20
③ 令和2年度の削減予定額（率）は達成していないが、その1/2以上の額（率）を削減している場合	10
赤字の削減目標年次、削減予定額（率）及び具体的な取組内容を定めた赤字削減・解消計画を策定しているが、解消期限（6年以内）を定めていない場合であって、次の要件に該当している場合	
④ 令和2年度の削減予定額（率）を達成している場合 ※計画初年度からの平均削減予定額(率)が10%未満の場合は、達成していたとしても⑤とする。	5
⑤ 令和2年度決算において決算補填等目的の法定外一般会計繰入等の金額は増加していないが、削減予定額（率）は達成していない場合	-15
⑥ 令和2年度決算において決算補填等目的の法定外一般会計繰入等の金額が増加している場合	-25
⑦ 計画策定対象市町村*であるにもかかわらず、赤字削減・解消計画を策定していない場合、又は赤字削減・解消計画を策定しているが、赤字の削減目標年次、削減予定額（率）若しくは具体的な取組内容のいずれかを定めていない場合 ※令和2年度までに赤字の解消が確実に見込まれるとして赤字削減・解消計画を策定していなかったが、令和2年度決算において決算補填等目的の法定外繰入等を行っている場合を含む。	-30

※ 赤字削減・解消計画については、「国民健康保険「国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等について」（平成30年1月29日付け保国発0129第2号国民健康保険課長通知。）において示された様式に準拠したものに限る。

### 【令和4年度指標の考え方】

- 市町村の達成状況等も踏まえ、配点割合の見直しを行う。